

# 監査委員 7-1

## (1) 委員数

識見委員 1人

議会選出委員 1人

## (2) 監査等執行状況（令和5年度）

### ① 監査

#### ア 定期監査

##### i 財務及び経営管理監査

対 象	監査の期間	対 象	監査の期間
財 政 課	令和 5 年 4 月 ～ 令和 5 年 7 月	三 瀬 中 学 校	令和 5 年 5 月 ～ 令和 5 年 8 月
財 産 活 用 課	令和 5 年 4 月 ～ 令和 5 年 7 月	図 書 館	令和 5 年 4 月 ～ 令和 5 年 7 月
危 機 管 理 防 災 課	令和 5 年 4 月 ～ 令和 5 年 7 月	建 設 監 理 課	令和 5 年 8 月 ～ 令和 5 年 11 月
緑 化 推 進 課	令和 5 年 4 月 ～ 令和 5 年 7 月	道 路 整 備 課	令和 5 年 8 月 ～ 令和 5 年 11 月
交 通 政 策 課	令和 5 年 4 月 ～ 令和 5 年 7 月	河 川 砂 防 課	令和 5 年 8 月 ～ 令和 5 年 11 月
国スポ・全障スポ 総 務 課	令和 5 年 4 月 ～ 令和 5 年 7 月	福 祉 総 務 課	令和 5 年 8 月 ～ 令和 5 年 11 月
国スポ・全障スポ 競 技 課	令和 5 年 4 月 ～ 令和 5 年 7 月	生 活 福 祉 課	令和 5 年 8 月 ～ 令和 5 年 11 月
赤 松 小 学 校	令和 5 年 5 月 ～ 令和 5 年 8 月	保 険 年 金 課	令和 5 年 8 月 ～ 令和 5 年 11 月
諸 富 南 小 学 校	令和 5 年 5 月 ～ 令和 5 年 8 月	議 会 総 務 課 【 一 般 事 務 】	令和 5 年 10 月 ～ 令和 6 年 3 月
富 士 小 学 校	令和 5 年 5 月 ～ 令和 5 年 8 月	議 会 総 務 課 【 補 助 金 】※	令和 5 年 10 月 ～ 令和 6 年 3 月
小中一貫校芙蓉校	令和 5 年 5 月 ～ 令和 5 年 8 月	企 画 政 策 課	令和 5 年 10 月 ～ 令和 6 年 3 月
城 北 中 学 校	令和 5 年 5 月 ～ 令和 5 年 8 月	行 政 マ ネ ジ メ ン ト 課	令和 5 年 10 月 ～ 令和 6 年 3 月

対 象	監 査 の 期 間	対 象	監 査 の 期 間
企 業 立 地 課	令和 5 年 10 月 ～ 令和 6 年 3 月	久 保 田 支 所	令和 5 年 10 月 ～ 令和 6 年 3 月
水 産 振 興 課	令和 5 年 10 月 ～ 令和 6 年 3 月	富 士 大 和 温 泉 病 院 事 務 部 門	令和 5 年 8 月 ～ 令和 5 年 11 月
環 境 保 全 課	令和 5 年 10 月 ～ 令和 6 年 3 月	交 通 局 課	令和 5 年 10 月 ～ 令和 6 年 3 月
市 民 生 活 課	令和 5 年 10 月 ～ 令和 6 年 3 月	交 通 局 課	令和 5 年 10 月 ～ 令和 6 年 3 月
人 権 ・ 同 和 政 策 課	令和 5 年 10 月 ～ 令和 6 年 3 月	久 保 泉 小 学 校	令和 5 年 9 月 ～ 令和 5 年 12 月
こ だ も 家 庭 課	令和 5 年 10 月 ～ 令和 6 年 3 月	新 栄 小 学 校	令和 5 年 9 月 ～ 令和 5 年 12 月
地 域 政 策 課	令和 5 年 10 月 ～ 令和 6 年 3 月	春 日 北 小 学 校	令和 5 年 9 月 ～ 令和 5 年 12 月
ス ポ ー ツ 振 興 課	令和 5 年 10 月 ～ 令和 6 年 3 月	昭 栄 中 学 校	令和 5 年 9 月 ～ 令和 5 年 12 月
歴 史 ・ 文 化 課	令和 5 年 10 月 ～ 令和 6 年 3 月	富 士 中 学 校	令和 5 年 9 月 ～ 令和 5 年 12 月
東 与 賀 支 所	令和 5 年 10 月 ～ 令和 6 年 3 月	農 業 委 員 会 事 務 局	令和 5 年 10 月 ～ 令和 6 年 3 月

※議会総務課の補助金に関する監査については、議会選出委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき除斥とした。

ii 工事監査

○ 監査の方法

工事技術面の調査については、国家資格である「技術士」を有する者に委託し実施した。

○ 監査の期間

令和5年9月27日～令和6年1月31日

実施部署	工事名
衛生センター	衛生センター場内舗装及び屋外電灯補修工事
教育総務課	赤松小学校校舎屋根改修工事
上下水道局 浄水課	川上浄水場No.2凝集沈殿槽及びNo.2急速ろ過器オーバーホール修繕工事
上下水道局 下水道工務課	ストックマネジメント事業 厩外汚水幹線管渠長寿命化工事

イ 財政援助団体等監査

対象	所管課	監査の期間
特定非営利活動法人プラットさが	障がい福祉課	令和5年8月 ～ 令和5年11月
佐賀市北商工会	経済政策課	令和5年10月 ～ 令和6年3月

② 検 査

例月出納検査（会計管理者所管、交通局、上下水道局、富士大和温泉病院）

対 象	検査執行期間	対 象	検査執行期間
令和 4 年度 2 月分	令和 5 年 4 月 18 日～25 日	令和 5 年度 8 月分	令和 5 年 10 月 23 日～30 日
令和 4 年度 3 月分	令和 5 年 5 月 18 日～25 日	令和 5 年度 9 月分	令和 5 年 11 月 20 日～28 日
令和 4 年度 4 月分 （会計管理者所管のみ） 令和 5 年度 4 月分	令和 5 年 6 月 21 日～28 日	令和 5 年度 10 月分	令和 5 年 12 月 19 日～26 日
令和 4 年度 5 月分 （会計管理者所管のみ） 令和 5 年度 5 月分	令和 5 年 7 月 21 日～28 日	令和 5 年度 11 月分	令和 6 年 1 月 18 日～25 日
令和 4 年度 6 月分 （会計管理者所管のみ） 令和 5 年度 6 月分	令和 5 年 8 月 22 日～29 日	令和 5 年度 12 月分	令和 6 年 2 月 21 日～28 日
令和 5 年度 7 月分	令和 5 年 9 月 20 日～27 日	令和 5 年度 1 月分	令和 6 年 3 月 18 日～26 日

③ 審 査

ア 決算審査

対 象	審 査 の 期 間	意 見 書 提 出 年 月 日
令和 4 年度 佐賀市公営企業会計 佐賀市自動車運送事業会計 佐賀市水道事業会計 佐賀市工業用水道事業会計 佐賀市下水道事業会計 佐賀市立富士大和温泉病院事業会計	令和 5 年 7 月 3 日 ～ 令和 5 年 7 月 24 日	令和 5 年 8 月 24 日
令和 4 年度 佐賀市一般会計・特別会計	令和 5 年 7 月 3 日 ～ 令和 5 年 7 月 25 日	令和 5 年 8 月 24 日

イ 財政健全化判断比率及び資金不足比率審査

対 象	審 査 の 期 間	意 見 書 提 出 年 月 日
令和 4 年度 佐賀市公営企業会計 佐賀市自動車運送事業会計 佐賀市水道事業会計 佐賀市工業用水道事業会計 佐賀市下水道事業会計 佐賀市立富士大和温泉病院事業会計	令和 5 年 7 月 18 日 ～ 令和 5 年 8 月 17 日	令和 5 年 8 月 24 日
令和 4 年度 佐賀市一般会計・特別会計	令和 5 年 7 月 18 日 ～ 令和 5 年 8 月 17 日	令和 5 年 8 月 24 日

ウ 基金運用状況審査

対 象	審 査 の 期 間	意 見 書 提 出 年 月 日
令和 4 年度 佐賀市土地開発基金 佐賀市国民健康保険高額療養費貸付基金	令和 5 年 7 月 3 日 ～ 令和 5 年 7 月 25 日	令和 5 年 8 月 24 日

④ 報告の徴取

指定金融機関等に対する検査の報告の徴取

会計管理者並びに自動車運送事業、上下水道事業及び富士大和温泉病院事業の管理者から検査結果の報告を受けた。

# 公平委員会

## (1) 公平委員会の設置

委員会の審査を通じて職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために、地方公共団体の長その他の任命権者から独立した地位を有する機関として公平委員会を設置する。

### ① 根拠規定

ア 地方自治法第 180 条の 5 第 1 項第 3 号

イ 地方公務員法第 7 条第 2 項

ウ 佐賀市公平委員会設置条例

### ② 設置年月日

平成 19 年 4 月 1 日

## (2) 公平委員会の委員

委員は非常勤であり、議会の同意を得て、長が選任する。

委員数：3 人 任期：4 年 （地方公務員法第 9 条の 2）

職名	氏名	就任日	任期満了日
委員長	安永恵子	令和 3 年 4 月 1 日	令和 7 年 3 月 31 日
委員	梅田博文	令和 4 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日
委員	松永政文	令和 5 年 4 月 1 日	令和 9 年 3 月 31 日

## (3) 公平委員会の事務

- ① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求についての審査、判定及び必要な措置をとること。
- ② 職員に対する不利益処分等の審査請求に対する裁決をすること。
- ③ 管理職員等の範囲を規則で定めること。
- ④ 職員団体の登録等に関する事務を処理すること。
- ⑤ 職員の苦情処理に関する事務を処理すること。
- ⑥ 再就職者による依頼等の届出に関する事務を処理すること。
- ⑦ その他、法律で定める権限に属する事務を処理すること。

## (4) 公平委員会の事務処理状況

年度	勤務条件に関する措置要求	不利益処分に対する不服申立て	管理職員等の範囲を定める規則改正	職員団体登録等
令和 5 年度	0 件	0 件	1 件	2 件

# 選挙管理委員会

## (1) 選挙管理委員

職名	氏名	党派	職業	就任日	任期満了日
委員長	井上和弘	無所属	弁護士	R3.12.20	R7.12.19
委員長職務代理者	永渕義久	無所属	無職	R3.12.20	R7.12.19
委員	亀井雄治	無所属	〃	R3.12.20	R7.12.19
委員	武重信一郎	無所属	〃	R3.12.20	R7.12.19

## (2) 選挙人名簿登録状況

名簿名	基準(調製)日	登録者数(人)	備考
永久選挙人名簿	R6.6.1	189,117	年4回及び選挙時に登録

## (3) 市長選挙及び市議会議員選挙の執行状況

区分 \ 選挙名	市長選挙	市議会議員選挙
執行年月日	R3.10.17	R3.10.17
定数(人)	1	36
立候補者数(人)	6	44
当日有権者数(人)	190,140	190,140
投票者数(人)	106,540	106,532
棄権者数(人)	83,600	83,608
投票率(%)	56.03	56.03
無効投票数(票)	2,067	2,470
最高得票数(票)	42,908	5,084
最低得票数(票)	2,573	576.322
開票時間	21:30~23:55	21:42~01:47
投票所数	44	44
ポスター掲示場数	360	360

(4) 各種選挙の執行状況（令和4年8月～令和6年7月）

区分 \ 選挙名	佐賀県知事選挙	佐賀県議会議員選挙
執行年月日	R4. 12. 18	R5. 4. 9
定数（人）	1	11
立候補者数（人）	2	13
当日有権者数（人）	189,210	187,156
投票者数（人）	54,839	73,964
棄権者数（人）	134,371	113,192
投票率（％）	28.98	39.52
投票所数	44	44

(5) 各種選挙の任期満了日程

選挙名	定数	任期満了日	備考
参議院議員通常選挙	選挙区 74 比例代表 50	R7. 7. 28	選挙区 佐賀県選挙区 1人 比例代表（全国） 50人
佐賀市長選挙	1	R7. 10. 22	
佐賀市議会議員選挙	36	R7. 10. 22	
衆議院議員総選挙	小選挙区 289 比例代表 176	R7. 10. 30	小選挙区 佐賀県第1区 1人 比例代表 九州ブロック 20人
佐賀県知事選挙	1	R9. 1. 10	
佐賀県議会議員選挙	37	R9. 4. 29	13選挙区 37人 佐賀市選挙区 11人
参議院議員通常選挙	選挙区 74 比例代表 50	R10. 7. 25	選挙区 佐賀県選挙区 1人 比例代表（全国） 50人

(6) 選挙公営

公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定による条例の定めるところにより、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要する費用を公費で負担する。

(7) 常時啓発

明るい選挙啓発ポスター募集事業及び学校選挙支援事業など常時啓発に積極的に取り組み、選挙意識の高揚を図るとともに公職選挙法の基本理念である明るい選挙の推進に努める。